

修繕仕様書

業務名 : 市立御津中学校南棟廊下ほかアスベスト除去修繕
履行場所 : 岡山市北区御津宇垣1227番地
履行期間 : 契約締結の日から令和8年9月30日まで

第1章 総則

第1節 一般事項

(目的)

第1条 本仕様書は、上記修繕の基本的内容について定める。受注者は仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。なお、本業務は、設計図書及び業務に関係ある法令条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

(提出書類)

第2条 乙は、本業務について次の関係書類を提出すること。

- 1 課税事業者届出
- 2 着手届
- 3 工程表
- 4 特定粉じん排出等作業実施届出書
- 5 現場責任者及び主任技術者届
- 6 石綿粉じん濃度測定結果報告書（修繕完了後）
- 7 修繕写真帳（A4カラー・工程毎）
- 8 修繕業務完成通知書
- 9 完了証明書
- 10 その他監督員の指示する書類

(現場責任者)

第3条 現場責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営や取り締まり等を行うほか、契約に基づく受注者の一切の権限（請負金額の変更、請負期間の変更、請負金額の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

(条件変更等)

第4条 設計図書に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第5条 本業務の履行に必要な届出や手続き等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行する。これに要する必要は、特

別に乙が指示・指定したもの以外はすべて受注者の負担とする。

(災害防止等)

第6条 本業務の履行にあたっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全に期するほか、労働基準法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中、第三者に危害等を与えた場合は、受注者の責務において、誠意をもって解決すること。

(弁済復旧)

第7条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

第2章 特記事項

第1節 概要

(修繕概要)

第1条 南校舎1階（廊下・昇降口・視聴覚室・少人数教室・相談室）、北校舎2階（理科準備室）及び、北校舎3階（調理室・被覆室）天井仕上げの吹付パーライトを除去し、アスベストによる健康被害の恐れを解消するもの。

(対象場所及び施工範囲機器)

第2条 本業務の対象場所及び施工範囲は、以下のとおりとする。

対象場所	施工範囲
・南校舎1階（廊下・昇降口・視聴覚室・少人数教室・相談室） ・北校舎2階（理科準備室） ・北校舎3階（調理室・被覆室） （図面参照）	天井

(業務内容)

第3条 本業務の内容は、「市立御津中学校南棟廊下ほかアスベスト除去修繕」修繕設計書及び図面により行うものとする。

(注意事項)

第4条 本業務の実施にあたり、以下の点に注意すること。

- 1 乙は、作業開始に当たって、事前に作業方法、作業スケジュール、作業体制及び作業分担等に関し、甲の同意を得ること。
- 2 乙は、当該修繕作業に当たって、御津中学校の生徒、職員、来校者等に支障がないよう十分配慮しなければならない。
- 3 乙は、当該作業に当たっては、御津中学校の管理者である教頭とも綿密に連絡調整をし、業務に支障をきたさないよう注意を払うこと。
- 4 その他詳細については、監督員とその都度協議を行い、指示に従うこと。
- 5 南校舎1階については、令和8年8月24日（月）までに現場作業を完了させること。
また、北校舎2階及び北校舎3階については令和8年9月8日（火）までに現場作業を完了させること。